

大分市業務継続計画(災害対策編)の概要

○大分市業務継続計画について

※ 防災基本計画 第2編 第1章 第6節 2-(7)公的機関等の業務継続性の確保

大分市業務継続計画(災害対策編)は、災害時に行政自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(以下、非常時優先業務という。)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時にあっても適切な業務執行を行うことを目的に策定しています。

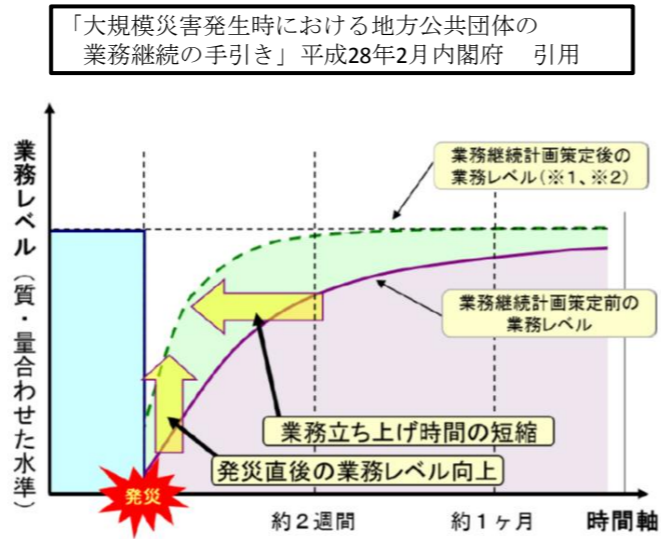
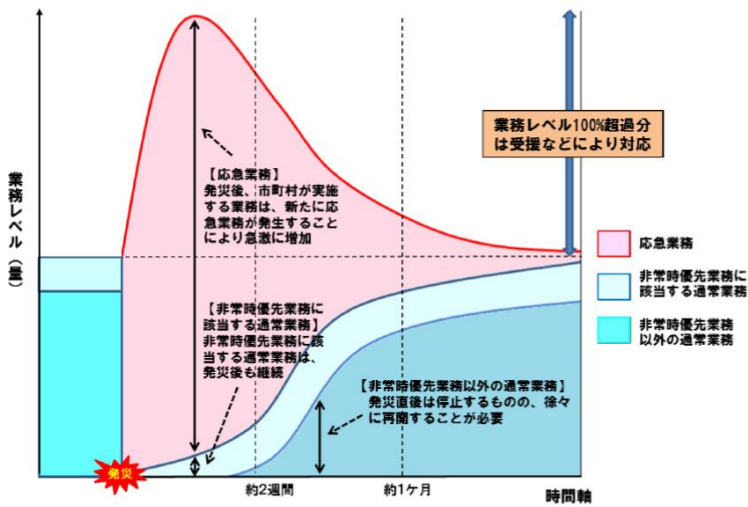


図1: 発災後に市町村が実施する業務の推移

図2: 業務継続計画の策定に伴う効果

＜業務継続計画の策定による効果＞

災害発生時には、発災直後から非常に短い時間の間に、迅速かつ的確に処理しなければならない被害状況の確認などの応急業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなります(図1)。

「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになることが期待できます(図2)。

【計画の位置づけ】

本計画は、本市が大規模災害により被災し、資源制約が伴う条件下に陥った場合でも、非常時優先業務の実施を確保するために必要となる全庁的な対応等について定めます。

また、本計画は、出先機関等を含めたすべての

職場を対象として定めます。各所属等は、本計画を踏まえ、各職場においてマニュアル又は、業務継続計画を作成し、非常時優先業務の実施を確保します。

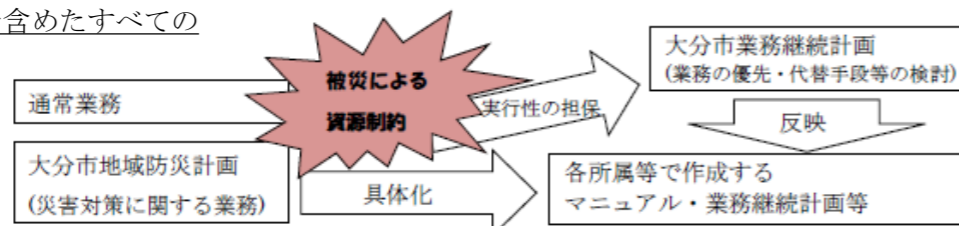


図3: 各種計画やマニュアル等との関係図

【業務継続の基本方針】

次の基本方針に基づき業務を継続します。

- 災害発生時には、応急対策業務を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施
- 非常時優先業務に必要な人員や資機材等の確保・配分は、全庁的に協議・調整
- 非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・停止・縮小
その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次通常業務を再開

【業務継続計画の発動及び解除】

災害の事象	計画発動の条件
震度6弱以上／大津波警報	計画の自動発動
震度5強以下 その他風水害等	災害対策本部長の宣言による計画発動

全ての非常時優先業務に着手し、その継続が可能であると災害対策本部長が判断した時に、本計画の終結を宣言します。

○被害想定

「南海トラフの巨大地震(東海・東南海・南海地震の連動と日向灘への震源域の拡大)」による被害を想定します。

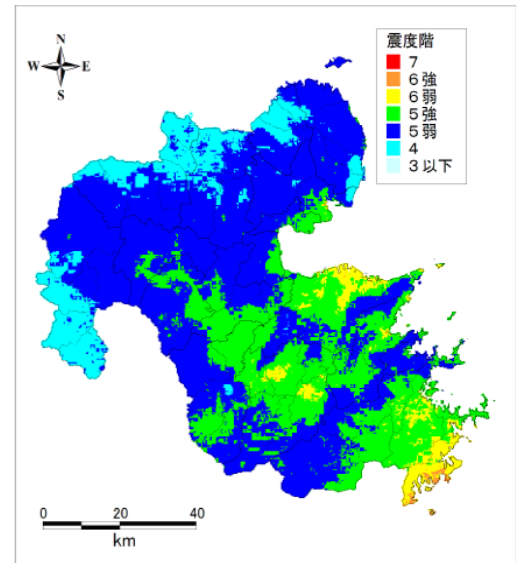
(1) 主な被害想定の数値(大分県地震津波被害想定調査結果より抜粋)

	全壊(棟)	半壊(棟)	死者(人)	負傷者(人)
合計	4,676	17,706	5,185	3,087

(2) 南海トラフの巨大地震による津波等

地点	津波(1m波高)到達時間	最大津波高
一尺屋・上浦漁港	50分	5.97m
佐賀関西町	53分	8.31m
佐賀関港	63分	4.09m
大野川河口	88分	3.60m
豊海5丁目	87分	4.30m
田ノ浦ビーチ	87分	4.44m

(3) 南海トラフの巨大地震による震度分布



○非常時優先業務の選定と職員の参集予測

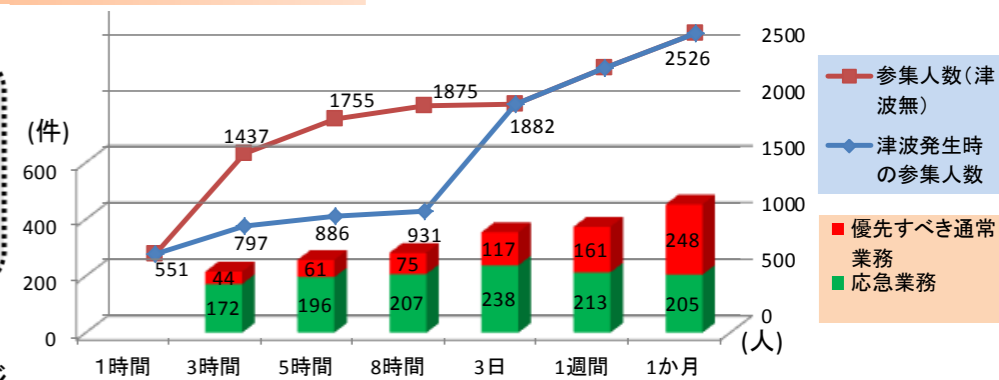
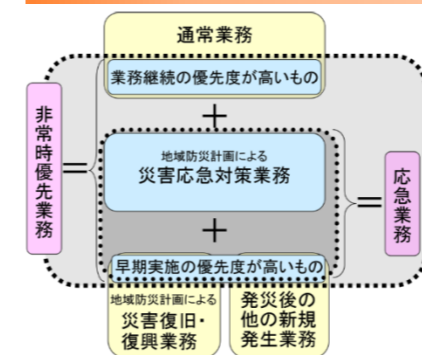


図4: 非常時優先業務のイメージ

○業務継続を阻害する事態

不測の事態に備えるため、「庁舎が使えない事態」などの結果事象によるアプローチも検討します。

想定外の事態	多くの職員の被災	ライフライン寸断	庁舎の被災
予想される結果事象	①災害対応要員の不足 ②指揮命令系統の混乱	③電気・水・食糧等の不足 ④通信手段の途絶	⑤庁舎が使用不能 ⑥サーバー等の破損

○業務継続のため執行体制と執務環境の整備(主な取組)

予想される結果事象	①災害対応要員の不足(及び長期化への対応)	②指揮命令系統の混乱	
事前の対策等	・津波を想定した行動指針 ・内部の応援体制構築 ・外部の応援の受け入れ体制構築 ・避難所要員等の交代体制構築	・首長等の代行順位の明確化	
③電気・水・食糧等の不足	④通信手段の途絶	⑤庁舎が使用不能	⑥サーバー等の破損
・非常用発電機への燃料供給 ・職員用食料・飲料水の備蓄 ・非常用トイレの備蓄	・複数の連絡手段の確保	・臨時災害対策本部等の明確化 ・必要資機材の把握	・重要データの把握及び保護

○計画の見直し

社会状況の変化、組織・業務内容等の変化に対応するため、見直しを定期的・継続的に行います。

